

2016年3月目標

相続アドバイザー3級
合格の秘訣

TAC

I .相続手続き全体像と流れ

1. タイムスケジュールの概要

(1) 被相続人の死亡

関係者の方への連絡し、お通夜や葬儀の準備をする。

(2) お通夜・葬儀等

死亡届けの提出（手続要）。死亡届けは、7日以内に医師の診断書を添付して市区町村に提出する。
特に葬式費用の領収証などの整理と保管をする。

(3) 遺言の確認

自筆証書遺言であれば、家庭裁判所で検認を受けた後開封する。公正証書遺言は検認が不要である。

(4) 香典返し

四十九日忌法要の頃に行われる。ただし、葬式費用には含まれない。

(5) 相続人の調査(相続人を確認する)

被相続人と相続人の本籍地から戸籍謄本などを取り寄せる。被相続人の出生のときから亡くなるまでのすべての戸籍・除籍・改正原戸籍謄本を収集する。

(6) 相続財産の確定

遺産と債務を明確にし、相続するか放棄するかを決定する。

(7) 相続の放棄・限定承認

相続開始から3ヵ月以内に相続の放棄または限定承認をする。相続放棄は相続人が単独で可能、また、限定承認は相続人全員で家庭裁判所に申述する。

(8) 準確定申告

相続開始から4ヵ月以内に被相続人の所得を税務署に申告する。相続人の青色申告承認申請を提出する。(必要がある場合には、承認申請の手続きが必要)

(9) 遺産や債務の調査

(10) 遺産分割協議・遺産分割協議書の作成

相続人全員の実印と印鑑証明書が必要。

(11) 相続税の申告と納付

相続開始から10ヵ月以内に被相続人の死亡した時の住所地の税務署に申告納付する。相続税の延納や物納する場合も申請が必要。

(12) 名義変更・移転登記

金融機関、自動車、電話などの名義変更や不動産の所有権移転登記の手続きをする。

(13) 社会保険関係の手続き

埋葬料、遺族年金などの手続きをする。

Ⅱ.相続開始後に必要な主な手続き

遺産分割協議が成立した場合、当該財産を相続人の名義に変更する必要がある。

1. 金融機関における相続手続きの内容（預金と有価証券）

銀行では、預金者の死亡の連絡を受けると**預金を封鎖**する。つまり、預金の入金も出金もできなくなってしまう。

（１）預金債権も金銭債権

金銭債権は、相続により分割債権になるというのが判例の考え方である。つまり、**自己の法定相続分に関しては、相続人は単独で預金の支払いを銀行に請求することができる。**しかし、銀行の支店の実務では、相続人間の相続を巡るトラブルに巻き込まれることを考慮して、相続人全員の印鑑証明書付の同意書などを要求し、相続人の単独の支払い請求には応じないこともある。

（２）葬式費用に相当する額の支払い

結論として、通常支払に応じる場合が多い。葬式費用は、相続財産を管理するのに必要な費用として、相続財産の中から支払われるべきものであると位置づけられている。

＜葬式費用の引き出しについて＞

① 原則

相続人全員からの相続届（支払請求書）が、銀行などの金融機関から要求される。

② 例外

共同相続人の一部から葬式費用の払戻し請求

⇒ 法定相続分の範囲であれば預金払戻し請求は可能である。

（３）自己の相続分を超えた額の支払いを受けた場合

例えば、預金名義人の死亡の事実を隠して、自分があたかも預金名義人本人のように振る舞って、預金の全額を引き出したような場合、法律上問題になる。

2. 銀行などで預金等の相続手続きに必要な書類

(1) 一般的な例

- ① 名義書換依頼書（銀行に備付あり）
- ② 被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本、被相続人の除籍謄本、戸籍謄本（または全部事項証明書）：出生から死亡までの連続したもの。
戸籍謄本（または全部事項証明書）は、「死亡の事実の確認」と「法定相続人の確認」のために必要となる。
- ③ 戸籍謄本（相続人全員）
- ④ 預金通帳
- ⑤ 印鑑登録証明書（相続人全員）
- ⑥ 遺産分割協議書、公正証書遺言、自筆証書遺言の場合は検認調書
- ⑦ 相続人全員の印鑑証明書

(2) 戸籍の注意点

<現在取得できる戸籍>

- 1) 明治31年式：民法の成立（明治31年7月16日～大正3年12月31日）
- 2) 大正4年式（大正4年4月1日～昭和22年12月31日）
- 3) 昭和23年式：戸籍法の成立と「家督・戸主」の廃止および「筆頭者」への変更
（昭和23年1月1日～平成6年コンピュータ化）
- 4) 平成6年以降：コンピュータ化によるもの

戸籍制度が複雑なこともあって、現在の戸籍謄本から除籍・改製原戸籍謄本へと順次遡って集めていかなければならない。

<除籍とは>

死亡、離婚、養子縁組の解消、婚姻で戸籍を独立させた場合などは、戸籍から抜ける。戸籍から抜けることを「除籍」という。

Ⅲ.生前に準備しておきたい主要内容

1. 葬式費用は誰が負担するのか？

葬式費用を誰が負担すべきか、香典は誰にもらう権利があるか、いずれについても法律の規定はない。社会通念や法学的見解も定まっておらず、地域や親族間の慣習、葬儀における形式実質的喪主の存在等を考慮して条理に照らして判断するほかない。

(1) 相続が発生した後、遺産分割に際して葬式費用の負担をめぐる争い

- ⇒ 多くの事例では、相続人の1人が「自分が葬式費用を支払ったから、相続財産からその分を取得できるはずだ」と主張する。
遺産分割調停においては、**相応の葬式費用であれば、相続財産から支払われる**ことにつき合意されることが多い。しかし、相続人間における対立があると、このような合意も難しくなり、法律上、誰が葬式費用を負担すべきかが問題となる。

2. 保証人

(1) 被相続人が、第三者の連帯保証人になっていたとき

- ⇒ 相続人に引き継がれるのは、保証契約に基づく連帯保証人としての義務である。
相続人が相続放棄の手続きをすれば、被相続人が負っていた義務を引き継ぐことはない。よって、連帯保証人としての債務の支払い義務から逃れることも可能である。
当然、連帯保証人としての義務についてだけ、相続放棄をすることはできない。相続放棄をすれば、被相続人に属していた権利義務の全てを引き継がないこととなる。

(2) 相続人が、被相続人の連帯保証人になっていたとき

- ⇒ 相続人が被相続人の連帯保証人になっていた場合、保証契約に基づいた連帯保証人としての義務がある。
連帯保証人としての義務は、相続によって引き継いだわけではない。相続人自身が、元々負担していた義務である。
よって、相続放棄をしても、連帯保証人としての義務には何の影響も与えない。そのため、連帯保証人である相続人が債務の支払いをすることができない場合には、その相続人自身が自己破産などを行うことになる。

(3) アパートなどの賃貸借契約時の保証契約

- ⇒ 保証人の立場は、相続人に相続されるという考え方が一般的である。

(4) 相続人が数人いる場合の保証の相続割合

- ⇒ 法定相続分の割合で相続する。相続人の一人についてだけ、保証債務を全て引き継がせるということは、原則できない。※債権者の合意が必要。

相続アドバイザー3級

1 試験概要

■試験日程 本試験：平成28年3月6日(日) 13:30～16:00 (150分)

合格発表：試験実施の約4週間後

■受験資格 特になし

■試験レベル

試験範囲は、おおむね民法・相続税法・相続に係る金融実務に大別されます。学習分野は限られているものの、相続関連の問題のみで50問出題されるため、問題の難易度は高いといえます。一般的に3級と言えば、比較的取得しやすい検定試験が多いですが、相続アドバイザー3級試験は関連する他資格の合格者にとっても難解な問題も多く、合格するにはしっかりとした試験対策が必要です。

■合格基準 100点満点で60点以上(試験委員会にて最終決定)

■受験者データ

	受験者数	合格者数	合格率(%)
平成26年3月	9,864	8,876	89.98%
平成26年10月	8,515	2,093	24.59%
平成27年3月	11,315	3,973	35.68%

■出題形式

I 四択択一式	
1. 相続の基礎知識(20問)	
相続の開始と手続期限 相続人の範囲と順位・相続欠格と廃除 相続と遺贈(法定相続分・遺留分・死因贈与等) 相続の限定承認・放棄 遺産分割協議 調停・審判による分割 遺言の効力・種類・要件・内容変更等 遺言書の取扱い	戸籍 相続に関する登記手続 相続税の課税・非課税財産 債務控除および葬式費用 相続財産の評価方法 相続税の計算 相続税申告書の提出と納税 延納・物納 等
2. 相続と金融実務(15問)	
相続発生時の確認事項 相続預金の照会 未分割時の葬儀費用の払戻要求の対応 遺産の相続手続(預金解約・名義変更等) 相続預金の流出防止	債務の承継手続 抵当権と相続 債務保証人が死亡した場合 外国籍の人の相続対応 通帳・貸金庫等の取扱い
預金者等の死亡確認方法(書類)と相続人への払戻方法 相続手続必要書類(相続手続依頼書・戸籍謄本・住民票・印鑑証明書等) 等	
3. その他周辺知識(5問)	
相続アドバイスする際のコンプライアンス 相続人の不存在 遺言信託 遺産整理業務 相続税対策	個人事業主の事業承継対策 異例扱い 専門家とのネットワーク連携 生前対策(成年後見制度) 等
II 事例付四択択一式(10問)	
上記Iの範囲での事例問題 5事例 10問	

2 合格の秘訣

各分野ごとに得点戦略を立てましょう。下記を目安に学習すると効率よく合格を目指せます。合格基準は60%になりますが、ギリギリで合格しても実際の相続において役立つ場面は多くないと思われます。試験実施団体による表彰制度もありますので、高得点合格を目指してください。

・相続の基礎知識

20問程度の出題になりますが、民法と相続税法を中心に出题されます。初めて学習される方は、相続の基本となりますので、時間をかけて正確な理解を心掛けましょう。FPなどの他資格合格者にとっては学習しやすい分野ではあるものの、出題レベルは高くなるので手を抜くことはできません。

・相続と金融実務

15問程度の出題になりますが、判例をもとにした正誤判定問題が中心になります。金融機関に従事されている方以外は、なじみのない論点になりますが、他の資格では学ぶことが難しく、かつ実際の相続において非常に役立つ論点です。

・その他周辺知識

一般常識や倫理的な問題も含まれ、比較的点数の取りやすい分野です。出題数は少ないですが、得点源にしたい分野です。

・事例付四択択一式

出題形式が事例形式になりますが、ベースとなる知識は同じです。特に相続の基礎知識と金融実務の応用問題が中心となりますので、テキストの理解とともに問題演習が大切です。

3 本試験出題例

〔問題1〕 遺贈に関する記述について、適切でないものは次のうちどれですか。

- (1) 包括遺贈の場合、遺産とともに被相続人の有した債務も承継される。
- (2) 包括遺贈の場合、自然人のみならず法人も包括受遺者になることができる。
- (3) 特定遺贈を放棄する場合、自己のために遺贈があったことを知った時から3ヵ月以内に遺贈の放棄をしなければならない。
- (4) 負担付遺贈の場合、受遺者は遺贈の目的物の価額を超えてまで負担した義務を履行する必要はない。

〔問題2〕 婚外子の調査に関する記述について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 婚外子は、母の氏を称し母親の戸籍に入るが、父親に認知されたとしても、ただちに父親の戸籍に入ることはない。
- (2) 母とその婚外子との間の親子関係は、分娩の事実により当然に発生するが、実務上、母の認知がなければ親子関係は認められない。
- (3) 父親が認知した場合は、父親の戸籍にその旨が記載され、子の戸籍にも父親が認知した旨が記載される。
- (4) 父親が認知前に死亡した場合、父死亡の日から3年を経過するまでは、検察官を相手方として認知の訴えを提起することができる。

〔問題3〕 共同相続人の1人に連絡がつかない場合の相続預金の払戻し等に関する記述について、適切でないものはいくつありますか。

- ① 連絡がつかない共同相続人の1人について、生死が5年間明らかでないときは、家庭裁判所への請求により失踪宣告を受けることができる。
- ② 連絡がつく共同相続人の法定相続分のみであれば、遺産分割協議前の払戻しに応じることができる。
- ③ 生死が不明で連絡がつかない相続人のための不在者財産管理人が相続預金の遺産分割協議に参加するためには、家庭裁判所から別途「権限外行為許可」を得る必要がある。
- ④ 遺産分割協議は、相続人の多数決で成立させることができる。

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) すべて適切でない

〔問題4〕 被相続人が貸金庫取引をしていた場合、その貸金庫について相続人等からの開扉請求に関する記述について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 被相続人が契約していた貸金庫内の収納品は、遺産分割が終了するまで共同相続人全員の共有財産となる。
- (2) 遺言執行者がその権限により開扉請求をした場合でも、相続人全員の同意がなければ金融機関は開扉請求に応ずることはできない。
- (3) 貸金庫の開扉について共同相続人の一部の同意が得られない場合は、公証人の立会いにより開扉請求に応ずることができる。
- (4) 相続開始前に開扉手続について代理人届が出ていても、被相続人の死亡により代理権は消滅する。

〔問題5〕 相続手続における各種書類の提出に関する記述について、誤っているものは次のうちどれですか。

- (1) 日本年金機構に住民票コードを収録済みの老齢厚生年金の受給者が死亡した場合、死亡届の提出は原則として不要である。
- (2) 国民健康保険または後期高齢者医療制度の加入者が死亡した場合、葬祭費の申請期間は、葬祭（葬儀）を行った日の翌日から2年間である。
- (3) 青色申告の承認を受けていた被相続人の事業を相続により承継した場合は、原則として、死亡の日の翌年3月15日までに青色申告承認申請書を提出する必要がある。
- (4) 被相続人が年の途中で死亡した場合において、その年の所得税の申告が必要な場合、相続人は、その相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内に、被相続人の死亡の日までに確定した所得金額および税額を計算して申告・納税をしなければならない。

解答：問題1 (3) 問題2 (2) 問題3 (2) 問題4 (2) 問題5 (3)